

2024年9月17日

九州旅客鉄道株式会社

「輸送の安全の確保に関する命令」及び「安全統括管理者及び運航管理者の解任命令」について

本日、国土交通大臣からJR九州高速船株式会社に対して「輸送の安全の確保に関する命令」及び「安全統括管理者及び運航管理者の解任命令」が発出されました。これは、JR九州高速船株式会社において、関係法令及び安全管理規程に違反する事実が確認されたことから、再発防止と輸送の安全の確保のため、早急に改善措置を講じ、報告するとともに、安全統括管理者と運航管理者を解任するよう命令を受けたものであります。

お客さま並びに関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。詳細は下記の通りです。

記

国土交通省において、2024年8月6日よりJR九州高速船株式会社に対し、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、同社の経営する対外旅客定期航路事業において、船舶安全法及び安全管理規程に違反する事実が確認されました。今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、海上運送法第19条第2項に基づき、早急に改善措置を講ずるとともに、2024年10月31日までに報告するよう、国土交通大臣より命令を受けました。

また、安全統括管理者の取締役企画部長小川仁及び運航管理者の取締役運航部長柴田康祐に対して、関係法令及び安全管理規程を遵守せず、適切な職務を怠っており、引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、海上運送法第10条の3第7項に基づき、同じく国土交通大臣より2024年10月31日までに解任するよう命令を受けております。

今回の国土交通省からの命令を厳粛に受け止め、今後は第三者委員会の調査に協力し、原因を追究するとともに、再発防止に取り組むことで、安全管理体制を再構築し、お客さま並びに関係者の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

以上